#### 2 免税販売の対象となる者

# (免税購入対象者の意義)

問3 「免税購入対象者」とはどのような者をいうのですか。

### 【答】

輸出物品販売場における免税販売は、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対する販売に限られます(消法8①、消令18①)。

「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には、次のとおりです。

国籍	免税購入対象者
外国籍	① 「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者(出入国管理及び難民認定法別表1の1、1の3) ② 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者(出入国管理及び難民認定法14~18) ③ 合衆国軍隊の構成員等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
	隊の地位に関する協定 1)
日本国籍	非居住者であって、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る領事館(領事館の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含みます。)の在留証明又は戸籍の附票の写し(最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限ります。)により確認された者

(注) 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。

### (免税購入対象者であることの確認)

問4 旅券に上陸許可の証印が押印されておらず、免税購入対象者であるかどうかを確認 できない場合でも、免税販売することはできますか。

### 【答】

輸出物品販売場で免税販売を行う場合には、旅券等により購入者が免税購入対象者であることを確認しなければなりません。

したがって、旅券に上陸許可の証印が押印されていないことにより、免税購入対象者であることを確認できない場合には、免税販売することはできません。

なお、外国人ビジネスマン等がトラスティド・トラベラー・プログラムを利用して入国 した場合には、上陸許可の証印の旅券への押印は省略されますが、在留資格及び上陸年月 日が記載された特定登録者カードが交付されているため、旅券と特定登録者カードにより 免税購入対象者であることの確認ができた場合、免税販売することはできます。

#### (参考)

1 日本人及び再入国許可を有する中長期在留者(みなし再入国許可で出国する者を含みます。)は、自動化ゲート利用希望者登録を行うことで、空港における入国審査時に自動化ゲートを利用することができ、入国手続の円滑化が図られています。

自動化ゲートを利用して入国する場合、旅券に入国の証印が押印されないため、輸出 物品販売場において免税購入対象者であることを確認できない場合があります。

なお、輸出物品販売場を利用する場合は、自動化ゲートの通過後、税関検査前までに、 各審査場事務室の職員に申し出ることによって、証印を受けることができます。

自動化ゲートの運用の詳細については、次のサイトでご確認ください。

- 出入国在留管理庁ホームページ「自動化ゲートの運用について(お知らせ)」 https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01\_00111.html
- 2 トラスティド・トラベラー・プログラムを利用して入国する場合の証印等について トラスティド・トラベラー・プログラムとは、商用、観光、親族訪問等の目的で本邦 に短期間滞在するために入国する外国人ビジネスマン等のうち、一定の要件を満たす 「信頼できる渡航者」と認められた外国人ビジネスマン等について、出入国在留管理庁 長官が交付する特定登録者カードにより、自動化ゲートの利用を可能とするものです。 トラスティド・トラベラー・プログラムを利用した場合、自動化ゲートを利用するの で旅券に上陸許可の証印は押印されませんが、特定登録者カードに在留資格等の入国 記録が追記されます。

## 「特定登録者カード」サンプル

表面 (横)



裏面 (縦・拡大)



#### (日本国籍を有する者が免税購入対象者であることの確認)

問5 日本国籍を有する者に対して免税販売する際に、一定の書類の提示を受けて、免税 購入対象者であることを確認する必要があるとのことですが、具体的にはどのように 行うのですか。

#### 【答】

日本国籍を有する者に対して免税販売を行う場合、その者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成された、その者に係る領事館の「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」(以下合わせて「証明書類」といいます。)の提示を受けて、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することの確認を行う必要があります(消令18①一③一口、消規則6①③)。

なお、証明書類の作成日時点において、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有すること」が確認できる必要があります。

- (注1) 国内に住所又は居所を有する者、国内にある事務所に勤務している者、入国後6 か月以上経過した者等は、免税購入対象者に該当しません。
- (注2) 「在留証明」の場合は、「住所(又は居所)を定めた年月日」及び「本籍地の地番」 の記載が必要です。

「戸籍の附票の写し」の場合は、「本籍地の地番」の記載が必要です。

(注3) 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を 紙に印刷したものを含みます。

